

過半数代表者を選出しよう

過半数代表者は労働者の代表です

「時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」の締結、「安全衛生委員会の労働側委員の推薦」という職場環境を守る重要な役割を過半数代表は持っています。過半数とは、パート職員、アルバイト、派遣職員、出向している職員などもふくめ、すべての労働者をあわせた過半数です。管理職もふくまれています。労働組合が過半数の組合員で構成されている場合はその労働組合が代表をつとめますが、過半数でない場合は、公正な方法で過半数代表者を選出することになっています。

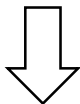
平成16年の法人化以降、名古屋工業大学(御器所地区)では、職員組合執行委員長を過半数代表者に推薦し、全教職員の投票により信任され続けてきました。

過半数代表者だけでは労働者の権利は守れません

名古屋工業大学には、さまざまな職種、多様な雇用形態があり、労働条件の協議や協定締結に過半数代表者だけで対応することは困難です。そこで、職員組合と連携して取り組んでいます。

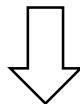
【過半数代表者の主な役割】

就業規則の制定・
変更時に意見表明



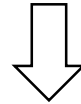
労働基準法では、就業規則を作成・変更する場合は、過半数代表者の意見を聴かなくてはなりません。

労使協定の締結



大学は過半数代表者と労使協定(36協定、裁量労働協定等)を結ばなくては、時間外労働も裁量労働もさせることができません。

安全衛生委員の推薦



職員の安全及び健康確保のため設置されている安全衛生委員会の労働者側委員を推薦します。



過半数代表と職員組合が、働きやすい職場を作ります！